

最高経営責任者等の選解任を行うに当たっての方針と手続

1. 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に資する者を、最高経営責任者等として選任します。
2. 適切に会社の業績等の評価を行ったうえで、最高経営責任者等として問題があると取締役会で認められた場合には、最高経営責任者等を解任します。
3. 最高経営責任者等の選解任は、最も重要な戦略的意思決定であることを認識し、その客観性・適時性・透明性を確保するため、選解任基準および手続を定め、これを開示します。

【最高経営責任者等の選解任に関する基準】

(最高経営責任者等の選任に関する基準)

第1条 最高経営責任者等については、以下に掲げる項目を充足するものとする。また、選任にあたっては、その時点の会社の状況、ガバナンス体制等を考慮する。

- (1) 人格、識見、指導力に優れた者であること
- (2) 会社経営の分野における豊富な経験と実績を有する者であること
- (3) 経営判断を行う上で必要な知識を有する者であること
- (4) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に資する者であること

(最高経営責任者等の解任に関する基準)

第2条 最高経営責任者等が、以下に掲げる項目に該当した場合、取締役会において解任を検討する。

- (1) 「取締役候補者選定基準 第4条（取締役候補者の欠格事由）」に該当した場合。
- (2) 最高経営責任者として有すべき能力・資質が著しく喪失したと認められる場合。
- (3) 最高経営責任者として本来果たすべき機能を果たさず、企業価値を著しく毀損したと認められる場合。

【最高経営責任者等の選解任手続き】

最高経営責任者等の選解任に関する基準に基づき、最高経営責任者等の選解任案を独立した社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で検討の上、同委員会の答申に基づき、取締役会で決定する。